

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社A・S・P
- 業者の住所：大阪府大阪市中央区内本町2-4-10-107
- 2 指名停止措置期間：令和7年8月21日から令和7年10月20日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
- 4 事実概要

同社は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第2項及び同条第5項の規定に違反して、監理技術者として資格要件を満たさない者を工事現場に専任の主任技術者として配置し、また、同法第24条の8第1項及び同条第4項の規定に違反して、虚偽の施工体制台帳及び施行体系図を作成し、さらに、同法第22条第1項の規定に違反して、請け負った建設工事を一括して他の業者に請け負わせた。

このことが、同法第28条第3項に該当するとして、令和7年3月31日、建設業許可部局である大阪府知事から監督処分（22日間の営業停止処分）を受けたものである。

- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～10 略	
（建設業法違反行為）	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	